

最高裁平成二年（行ツ）第一一六号、二・一〇・二五判決
判 決

上告人 学校法人倉田学園

被上告人 中央労働委員会

右補助参加人 大手前高松高等(中)学校教職員組合

右当事者間の東京高等裁判所昭和六三年(行コ)第四七号不当労働行為救済命令取消請求事件について、同裁判所が平成二年四月九日言い渡した判決に対し、上告人から全部破棄を求める旨の上告の申立があった。よって、当裁判所は次のとおり判決する。

(主文)

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

(理由)

上告代理人 Y1 の上告理由について

所論の点に関する原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係に照らし、正当として是認することができ、その過程に所論の違法はない。論旨は、いずれも採用することができない。

よって、行政事件訴訟法七条、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷